

各部各機関

改正

平成6年3月17日訓令甲第1号  
平成7年3月10日訓令甲第1号  
平成8年5月21日訓令甲第4号  
平成11年5月10日訓令甲第10号  
平成11年10月7日訓令甲第16号  
平成13年6月12日訓令甲第11号  
平成17年3月31日訓令甲第3号  
平成19年3月30日訓令甲第9号  
平成22年3月31日訓令甲第3号  
平成24年3月30日訓令甲第6号  
令和2年3月30日訓令甲第4号

沼津市建設工事検査規程

沼津市工事検査規程（昭和52年沼津市訓令甲第7号）の全部を次のように改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、工事請負契約に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による検査（以下「検査」という。）の厳正かつ的確な執行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（検査員）

第2条 検査は、検査員が行う。

2 検査員は、沼津市事務分掌規則（平成10年沼津市規則第10号）第3条第1項に規定する契約検査課に勤務を命ぜられた職員又は契約検査課長が指名する職員をもつて充てる。ただし、請負代金額が130万円未満の工事請負契約に係るものにあつては、工事担当課の長が指名した職員をもつて充てることできる。

（検査の種類等）

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

- （1）完成検査
- （2）出来形検査
- （3）指定部分完成検査
- （4）中間検査
- （5）材料検査
- （6）その他の検査

2 完成検査は、沼津市契約規則（昭和52年沼津市規則第21号。以下「契約規則」という。）第72条第1項の規定により、受注者から工事の完成届出書が提出されたときに行う。

3 出来形検査は、契約規則第78条第2項の規定により、受注者から出来形調査申請書が提出されたときに行う。

4 指定部分完成検査は、契約規則第79条第1項において準用する第72条第1項の規定により、受注者から指定部分に係る工事の完成届出書が提出されたときに行う。

5 中間検査は、沼津市建設工事監督要領（昭和52年沼津市訓令甲第4号。以下「要領」という。）第18条の規定により、監督員から要請があつたときに行う。

6 材料検査は、要領第19条第2項の規定により、監督員から要請があつたときに行う。

7 その他の検査は、工事の中止、打切り等により、特に検査又は確認の必要が生じたときに行う。

（契約検査課長の職務）

第4条 契約検査課長は、検査に関するすべての事務を掌理し、これに当たる職員を指揮監督する。

（検査員の服務要領）

第5条 検査員は、検査を実施する前に、契約書、仕様書、設計書、図面、工事の写真、その他関係

書類（以下「契約書等」という。）に基づき、検査の対象となる工事の内容を把握しておかなければならない。

2 検査員は、検査を行うに当たっては、厳正かつ公平に実施しなければならない。

3 検査員は、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊し、又は分解して検査を行うものとする。

（検査の立会い）

第6条 検査員は、検査を行うに当たっては、当該工事を担当した監督員及び現場代理人又は主任技術者その他必要と認められる関係者を立ち合わせなければならない。

## 第2章 検査

（工事請負契約の締結の通知）

第7条 工事請負契約担当課の長は、工事請負契約を締結したときは、速やかに工事担当課、工事名、工事箇所、工事期間、設計金額、受注者及び請負代金額その他検査に必要な事項を契約検査課長に通知しなければならない。契約を解除し若しくは契約内容を変更し、又は工事を中止した場合も同様とする。

2 契約検査課長は、前項の通知を受けたときは、検査計画をたてるものとし、必要があるときは、工事担当課から仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）その他関係書類の提出を求めることができる。

（検査の依頼及び通知）

第8条 工事担当課の長は、受注者から次に掲げる届出書等の提出があつた場合及び当該工事について検査を行う必要が生じた場合は、速やかに工事検査執行依頼・通知書（第1号様式）を作成し、関係書類を添えて契約検査課長に送付しなければならない。

（1） 契約規則第72条第1項（第79条第1項において準用する場合を含む。）の規定による完成届出書

（2） 契約規則第78条第2項の規定による出来形調査申請書

2 契約検査課長は、前項の規定により工事検査執行依頼・通知書の送付を受けたときは、速やかに当該工事の検査員を定め、工事検査執行依頼・通知書により、検査日時その他必要な事項を当該工事担当課の長に通知しなければならない。

3 工事担当課の長は、前項の通知に基づき、検査日時等を当該工事の監督員、受注者その他関係者に通知しなければならない。

（完成検査）

第9条 完成検査は、契約書等に基づき、次に掲げる事項について行わなければならない。

（1） 施工管理

（2） 出来形及び出来栄

2 地中、水中等外部に表われない工事でその適否を判定しがたいものは、監督員から工事施工の状況を聞くほか、記録、写真、資料その他関係書類等に基づいて判定しなければならない。

（中間検査）

第10条 中間検査は、次に掲げる工事について行うものとする。

（1） 土木工事

ア 道路舗装工事

イ 橋梁（鋼橋）工事

ウ 地中又は水中に没し、その出来形の確認が困難な工事

エ その他特に必要な工事

（2） 建築工事

（3） その他特に必要と認める工事

2 中間検査に当たっては、特に完成検査の際に検査しがたい箇所に留意して実施しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、中間検査は完成検査についての規定を準用して行うものとする。

（材料検査）

第11条 材料検査は、静岡県建設工事検査要領（昭和60年静岡県訓令乙第5号。以下「県要領」という。）の規定を準用して、事前に製作工場又は現地において行うものとする。ただし、一般的材料

で日本工業規格品又はこれに準ずるものについては、監督員が検査し、承諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約検査課長は、必要があると認めるときは、検査員又は監督員に材料検査をさせることができる。

(出来形検査等)

第12条 出来形検査、指定部分完成検査及びその他の検査は、完成検査についての規定を準用して行うものとする。

(技術的基準)

第13条 第9条から前条までに定めるもののほか、検査を行うに当たつて必要な技術的基準は、県要領の規定を準用して行うものとする。

(検査の中止)

第14条 検査員は、検査の実施に際し、受注者若しくはその使用人又は代理人が検査の執行を妨げ、又は書類不備により検査を行うことができないときは、検査を中止し、その旨を上司に報告して指示を受けなければならない。

(検査結果に基づく措置)

第15条 検査員は、検査の結果、当該工事の全部又は一部が設計図書に適合しないと認めるときは、監督員を経由して受注者に対し、相当の期間を指定して修補を命ずるものとする。

2 検査員は、契約規則第72条第5項の規定による手直完了届出書の提出があつたときは、速やかに当該修補の完了について再検査又は確認を行わなければならない。

### 第3章 評価及び認定

(評価)

第16条 検査員は、完成検査終了後速やかに工事成績の評定を行い、工事完成検査報告書(第2号様式)及び工事成績採点表を作成して、契約検査課長に提出しなければならない。

2 検査員は、工事成績の評定を行うに当たつては、別に定める工事成績評定基準に基づき、厳正かつ公平に当該工事を評価しなければならない。

3 検査員は、前条第2項の規定により、再検査又は確認を行つた場合において、前項の評価を補正する必要があるときは、改めて評定を行うものとする。

(工事完成認定書の交付)

第17条 契約検査課長は、前条第1項の規定により提出された工事成績採点表の内容を審査し、適当と認めるときは、当該工事の設計額に応じ、別に定める決裁区分により上司の決裁を受けるものとする。

2 契約検査課長は、前項の規定により決裁を受けたときは、工事完成認定書(第3号様式)を受注者に交付するとともに、その写しを当該工事担当課の長に送付するものとする。

### 第4章 補則

(工事検査台帳等)

第18条 契約検査課長は、工事台帳(第4号様式)及び検査台帳(第5号様式)並びに工事完成認定書交付簿(第6号様式)を備え、検査の経過等を記録しておかななければならない。

(準用)

第19条 この規程は、工事材料の製造請負契約に係る検査について準用する。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 付 則

1 この訓令は、昭和60年6月8日から施行する。

2 この訓令の施行の際、改正前の沼津市工事検査規程の規定に基づいて行われている検査手続は、この訓令による相当の規定による検査手続とみなす。

3 沼津市建設工事監督要領(昭和52年沼津市訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第18条中「沼津市工事検査規程(昭和52年沼津市訓令甲第7号)第5条」を「沼津市建設工事検査規程(昭和60年沼津市訓令甲第2号)第10条第1項」に改める。

第37条の前に次の章名を加える。

### 第6章 補則

第6章に次の1条を加える。

(工事成績調書)

第38条 監督員は、工事の完成を認めたときは、当該工事に係る工事成績調書を作成し、当該工事担当課の長を経て、工事検査課長に提出しなければならない。

2 沼津市建設工事検査規程第15条第2項の規定は、前項の監督員について準用する。

付 則 (平成6年3月17日訓令甲第1号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平成7年3月10日訓令甲第1号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 (平成8年5月21日訓令甲第4号)

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則 (平成11年5月10日訓令甲第10号)

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則 (平成11年10月7日訓令甲第16号)

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則 (平成13年6月12日訓令甲第11号)

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則 (平成17年3月31日訓令甲第3号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月30日訓令甲第9号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月31日訓令甲第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日訓令甲第6号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月30日訓令甲第4号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

工事検査執行依頼・通知書

年 月 日

契約検査課長様

課 長

下記のとおり検査の執行を依頼します。

記

|         |              |
|---------|--------------|
| 検査の種類   |              |
| 工事番号    | 第 号          |
| 工事名     |              |
| 工事箇所    |              |
| 請負金額    | 円            |
| 受注者     |              |
| 工期      | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 完成年月日   | 年 月 日        |
| 完成確認年月日 | 年 月 日        |
| 監督員職氏名  |              |
| 摘要      |              |

年 月 日

課長様

契約検査課長

上記工事の検査を下記のとおり執行します。

記

|        |           |
|--------|-----------|
| 検査日時   | 年 月 日 時 分 |
| 検査員職氏名 |           |
| 備考     |           |

## 工 事 完 成 検 査 報 告 書

年 月 日

沼津市長様

検査員職氏名

次の工事を検査した結果、いずれも所定の要件に適合することを確認したので報告します。

|           |              |
|-----------|--------------|
| 工 事 番 号   | 第 号          |
| 工 事 名     |              |
| 請 負 代 金 額 | 円            |
| 受 注 者     |              |
| 工 期       | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 完 成 年 月 日 | 年 月 日        |
| 検 査 年 月 日 | 年 月 日        |

工 事 完 成 認 定 書

第 号  
年 月 日

住 所  
受注者 商号又は名称  
氏 名 様

沼津市長 印

次の工事は、完成検査の結果、合格と認定する。

|             |              |
|-------------|--------------|
| 検 査 員 職 氏 名 |              |
| 工 事 番 号     | 第 号          |
| 工 事 名       |              |
| 工 事 箇 所     |              |
| 請 負 代 金 額   | 円            |
| 工 期         | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 完 成 年 月 日   | 年 月 日        |
| 検 査 年 月 日   | 年 月 日        |
| 工 事 成 績     |              |
| 講 評         |              |

第4号様式（第18条関係）

工 事 台 帳

工事番号

担当課  予算区分  業 種

監督員  契約区分  工 種

検査員  事業区分

工事箇所   随意契約  入 札

工事名

受注者   市外  市内

フリガナ

住 所  現場代理人

代 表 者  主任技術者

契 約 日  変更契約日

着 工 日  変更完成日

当初完成日  完 成 日

当初請負額  前 払 金  設 計 額

変更増減額  内 払  変更設計額

請 負 額  請 求 額



|      |  |   |
|------|--|---|
| 工事番号 | <input style="width: 90%;" type="text"/>   | 検査台帳  |
| 工事名  | <input style="width: 100%;" type="text"/>  |   |
| 担当課  | <input style="width: 150px;" type="text"/> | 着工日 <input style="width: 150px;" type="text"/> 完成日 <input style="width: 150px;" type="text"/>     |
| 監督員  | <input style="width: 150px;" type="text"/> | 請負額 <input style="width: 150px;" type="text"/> 円 請求額 <input style="width: 150px;" type="text"/> 円 |
| 受注者  | <input style="width: 300px;" type="text"/> | 工事箇所 <input style="width: 150px;" type="text"/>   |

### 中間検査

|   | 種類 出来高 検査日 検査員                            |   |   |   | 種類 出来高 検査日 検査員 |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|----------------|---|---|---|---|
|   | 種類  | 出来高 (%)                                   | 検査日                                       | 検査員                                       | 種類             | 出来高 (%)                                   | 検査日                                       | 検査員                                       |   |
| 1 | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> | 6              | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> |
| 2 | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> | 7              | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> |
| 3 | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> | 8              | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> |
| 4 | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> | 9              | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> |
| 5 | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> | 10             | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 30px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> | <input style="width: 60px;" type="text"/> |

#### 材料検査

検査場所

製造業者名

備考

### 完成検査

完成確認日

完成検査日

検査員

認定日

認定番号

|            |     |      |   |      |     |    |    |      |      |     |     |    |
|------------|-----|------|---|------|-----|----|----|------|------|-----|-----|----|
| 成績         | 監督員 | 現場管理 | 整理  | 防災   | 材料  | 品質 |    | 工程管理 |      |     |     |    |
|            |     | 技術管理 | 技術  | 誠意   | 資材  |    |    |      |      | 作業員 |     |    |
|            |     | 事務管理 | 法規  | 書類   | 指示  |    |    |      |      |     |     |    |
|            | 検査員 | 土木   | 出来形   | 外観   | 寸法  | 位置 | 品質 |      | 工程管理 |     |     |    |
|            |     | 建築   | 出来栄え  | 構造   | 仕上げ | 屋根 |    |      |      |     | 障子  | 外構 |
|            |     | 電気   | 出来栄え  | 受電   | 電灯  | 動力 |    |      |      |     | 弱電  | 防災 |
|            |     | 衛生設備 | 出来栄え  | 衛生器具 | 給水  | 排水 |    |      |      |     | ガス  | 空調 |
| 空調設備       |     | 出来栄え | 機械器具  | 配管   | 風道  |    |    |      |      |     |     |    |
| 機械器具<br>設備 |     | 出来栄え | 機械  | 電動機具 | 配管  |    |    |      |      |     | 水槽等 |    |
| 合計         |     | ランク  | コメント <input style="width: 400px;" type="text"/> |      |     |    |    |      |      |     |     |    |

第6号様式（第18条関係）

工 事 完 成 認 定 書 交 付 簿

| 認定番号  | 工事<br>番号 | 工 事 名 | 請負代金額   | 完成請求金額 | 担当課 | 受 注 者 | 受 領 印     |
|-------|----------|-------|---------|--------|-----|-------|-----------|
| 認定年月日 |          |       | 変更請負代金額 |        |     |       | 受 領 年 月 日 |
|       |          |       |         |        |     |       |           |
|       |          |       |         |        |     |       |           |
|       |          |       |         |        |     |       |           |
|       |          |       |         |        |     |       |           |
|       |          |       |         |        |     |       |           |
|       |          |       |         |        |     |       |           |